

平成 29 年度 青島ビーチパークの運営業務 仕様書

1. 委託業務名

平成 29 年度青島ビーチ魅力パーク運営業務委託

2. 目的

平成 27 年度に新たに開設した青島ビーチパークは、海水浴目的だけでなく、飲食やショッピングを目的にビーチを訪れる人を増やし、新たな観光エリアとして定着しつつある。

これまで、渚の交番青島プロジェクト実行委員会（以下、「渚の交番」という。）が、環境整備や店舗運営を実施し、居心地のよい空間づくりに努めてきた。

開設 3 年目を迎える今年度は、運営業務の一部を民間事業者等に委託し、青島ビーチパークの更なる発展と集客を図り、青島地域全体の活性化を推進することを目的としている。

3. 履行期間

契約締結日の翌日から平成 29 年 12 月 31 日まで

4. 業務内容

(1) 青島ビーチパークのコンセプトづくりに関すること

- ・快適な空間・イメージづくり
- ・環境づくりのための「環境マネジメント」契約を宮崎県建築士会と締結

(2) 店舗の運営

【開設前の準備業務】

- ・出店者公募に関する方針決定、公募への参画
- ・営業期間、時間等の設定
- ・出店者の選考

【開設期間の業務】

- ・営業時間内及び、その前後の業務遂行のための常駐職員の配置
- ・店舗との連絡調整
- ・売上手数料等の提案及び管理運営
- ・取材への対応
- ・日報の作成
- ・荒天時の店舗閉鎖等に関する判断、渚の交番との連絡調整
- ・店舗閉鎖等に関する告知
- ・イベントの企画、運営

【渚の交番勤務時間外の業務】

- ・店舗の開店前、閉店後の環境整備（パラソル開閉、清掃等）
- ・渚の交番勤務時間外の来場者のカウント
- ・来場者からの店舗に関する要望などの対応
- ・シェードボックス返却業務
- ・渚の交番への電話対応（担当者の携帯電話に転送）
- ・ビーチパーク運営全体に関する苦情等の渚の交番への連絡
- ・閉店後のパーク内の消灯

- ・パーク内有線放送の電源オフ

【荒天時、台風時の対応】

- ・店舗のコンテナ養生等の指導
- ・パーク内設備の撤収作業

(3) PRに関すること

- ・HP、Facebook の開設、運営
- ・タブロイドなど、紙媒体による情報発信（発行部数 10,000 部以上とする）
- ・その他、誘客につながる情報発信

(4) 誘客促進に関すること

- ・イベント等の開催
- ・その他、誘客につながる取り組み（時期や集客状況に合わせ、月 1 回程度）

(5) その他

- ・渚の交番と連携、協力し、パーク内や周辺的环境美化や来場者の利便性向上に資するサービスを提供する。
- ・ビーチパーク来場者だけでなく、青島神社や青島ビーチを訪れる全ての方々にとって居心地のよい空間づくりに努める。
- ・地元事業者や住民と共に青島地域全体の活性化につながるような取組になるよう努める。

5. 業務実施体制

(1) 業務実施スケジュール

- ・事業主体者である「渚の交番青島プロジェクト実行委員会」とスケジュールを調整し、業務を実施すること。
- ・業務の遂行状況については、随時報告をすること。

(2) 業務責任者の配置等

業務実施にあたっては、委託業務を総括し、「渚の交番青島プロジェクト実行委員会」からの指示を受ける窓口として業務責任者を配置し、渚の交番青島プロジェクト実行委員会と円滑な事業進行管理や意思疎通に努めること。

(3) 業務内容の遂行

業務内容については、渚の交番青島プロジェクト実行委員会から訂正指示のあった部分については、速やかに対応すること。

6. 著作権

- (1) 納品物の著作権は、渚の交番青島プロジェクト実行委員会に帰属するものとする。
- (2) 受託者は、納品された映像の著作権者人格権を、渚の交番青島プロジェクト実行委員会及び第三者に対して行使しないものとする。また、納品されたプロモーション素材は、渚の交番青島プロジェクト実行委員会及び渚の交番青島プロジェクト実行委員会が認めた団体が作成するホームページや各種広報媒体において、随時使用、複製できるものとする。

7. 留意事項

- (1) 仕様書に基づく作業に関し、第三者の肖像権、所有権、著作権を侵さないこと。また、第三

者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら渚の交番青島プロジェクト実行委員会の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、渚の交番青島プロジェクト実行委員会は紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を責任者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

- (2) 本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏えいしないように十分注意すること。
- (3) 受託者の責に帰すべき理由により、渚の交番青島プロジェクト実行委員会または第三者に損害を与えた場合には、受託者がその損害を賠償すること。
- (4) 本仕様書において、明示なき事項または疑義が生じた場合は、その都度、渚の交番青島プロジェクト実行委員会と協議すること。
- (5) 受託者は、本事業を第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ渚の交番青島プロジェクト実行委員会の承認を受けた場合には、業務の一部を委託することができる。

8. 協議

この仕様書について疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、渚の交番青島プロジェクト実行委員会と協議すること。